



事業承継 A D

【第 1 問】 自社株相続の法務に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

- ① 株式を経営支配権として考えた場合、定款変更や合併など重要な決議を行うための特別決議が単独で可決できる発行済株式の議決権の過半数を目安に後継者およびその友好的な株主に株式を集中することが望ましいといえる。
- ② 社歴の長い会社の場合、株主名簿の記載内容と実際の株主構成に齟齬があるケースが見受けられるが、事業承継に際しては、株主の整理をし、さらに経営支配権の集中を行う必要性から、改めて株主名簿をチェックし、実際の株主構成と突き合わせる作業が必要である。
- ③ 後継者には普通株式を、経営に参加しない相続人については剰余金の優先配当と無議決権を組み合わせた種類株式を承継させることで、後継者の経営支配権の確保と、経営に参加しない相続人の経済的満足を図った事業承継スキームを図ることができる。
- ④ 累積投票制度とは、取締役を 2 名以上選任する株主総会において、1 株について選任する取締役の数と同数の議決権を認めるものであり、いわば複数議決権と同様の効果をもたらすものである。
- ⑤ 累積投票制度は、持株数の少ない株主にも取締役を送り込むチャンスが生まれるというメリットがあるが、会社にとってその手続が煩雑であるので、定款の規定であらかじめ累積投票を排除している会社が多い。

解答 (1)